3　認可特定保険業者は、改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百九条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込者等に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この項及び次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4　前項の規定による承諾を得た認可特定保険業者は、当該申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該申込者等に対し、改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百九条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附則第二条中「保険業法（次条並びに附則第四条、第七条及び第八条において「法」という。）」を「法」に改める。

附則第五条を次のように改める。

（行政庁による権限の行使）

第五条　認可特定保険業者の業務を監督する行政庁が二以上あるときは、改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十二第一項（改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三第一項（改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三第二項の規定による行政庁の権限は、各行政庁がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2　前項の規定によりその権限を単独に行使した行政庁は、速やかに、その結果を当該認可特定保険業者の業務を監督する他の行政庁に通知するものとする。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（認可特定保険業者等に関する長官権限の委任）

第五条の二　改正法附則第三十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条及び次条において「長官権限」という。）のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する認可特定保険業者に係るものを除く。）は、認可特定保険業者（第一号及び第二号の場合にあっては、改正法附則第二条第一項の認可を受けようとする者を含む。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十二号、第十三号、第十五号及び第十八号から第二十号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　改正法附則第二条第一項の規定による認可

二　改正法附則第二条第二項の規定による認可申請書の受理

三　改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可

四　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百十条第一項の規定による報告書等の受理

五　改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百十五条第一項ただし書並びに改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百十五条第二項ただし書の規定による認可

六　改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百二十条第三項の規定による届出の受理

七　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十一条第二項の規定による意見書の写しの受理

八　改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百二十一条第三項の規定による意見の聴取

九　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十二条の規定による命令

十　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十三条第一項の規定による認可

十一　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十三条第二項の規定による届出の受理

十二　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十一条の規定による命令

十三　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十二条第一項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）

十四　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十三条の規定による命令（理事又は監事の解任の命令に限る。）

十五　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十三条の規定による命令（前号に規定するものを除く。）及び認可の取消し

十六　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の十一第二項ただし書の規定による承認

十七　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十一第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による届出の受理

十八　改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十二第一項（改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

十九　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三第一項（改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三第二項の規定による質問及び立入検査

二十　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十七の規定による認可の取消し

二十一　改正法附則第四条第四項ただし書及び第七項ただし書の規定による承認

二十二　改正法附則第四条第八項、同条第十一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項、改正法附則第四条第十二項において読み替えて準用する法第百四十二条、改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第百四十五条第一項及び第百四十九条第二項並びに改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百五十三条第一項及び第百六十七条第一項の規定による認可

二十三　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十四条第一項の規定による清算人の選任

二十四　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十四条第八項の規定による届出の受理

二十五　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十四条第九項の規定による清算人の解任及び選任

二十六　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十四条第十二項の規定による登記の嘱託

二十七　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十五条第二項の規定による決定

二十八　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十六条の規定による書類の受理